

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十九年八月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

角 田 健 太 郎

監査概況

昭和二十八年度施行に係る、農林部林務、農地開拓及び耕地課所管の各種県工事及び補助工事に対し、六月二十一日から七月十六日までの間に合計一〇一箇所の現地を

調査し監査を行つたが、その結果、工事の早期執行、事業計画及び設計の合理化、工事監督及び検査の厳正徹底、工事金の適正支出等の点に考究改善の余地が認められ、人事及び財務運営について考慮を要するので根本的に検討を要するものと認めた。監査の結果並びにこれに対する意見の概要を次に列記する。

一 工事の早期完成について

各事業の執行は、予算制度にかんがみ、すべて年度内に完了させるべきことは当然であるが、本年度は、政

昭和二十九年十一月二日

鳥取県監査委員 木 南 貞 治

角 田 健 太 郎
加 藤 定 治

府本予算の決定がおくれたことと単独県費事業の予算議決が年度末になされたこと等に起因して、工事の着手時期が著しく遅れ、年度内に未完成の工事が多く調査当時なお未完成のものがあり中には設計未了のものさえ見受けられる実情である。

未完成工事に対しては繰越手続をせず、工事金を歳入歳出外現金として県に保管の措置を講じ実質的支出を保留しているものが林務関係二三、一〇〇、六二三円あるが、このほか未完成のまま検査完了の手続しなら特別措置せず請負人又は団体に工事金、補助金を交付しているものがあるのは考究すべきである。

工事の適期施工については、公共事業は、内示を早期に受けるよう主管各省庁との連絡を緊密にし、確実なる見通しのもとに今後は、指令前においても着手せしめるよう考慮が肝要と認める。また、単独県費による事業を年度末に議決されたため年度内完成は極めて困難又は不可能であり、会計事務をその基礎において形式的なものにする結果となるので、今後は年度内執行が妥当と認める。

四 工事金、補助金の精算について

が緊要である。森林、土木、農業土木各種工事に適用する単独規程がなく、契約約款による材料検査方式も実情に即しないものがあるので、工事検査規程（大正五年訓令第二六号）を改正しこれを適用するよう措置するが妥当と認める。

六 事業の計画及び工事設計について

事業の緊要性及び総合性について検討の余地があり、簡々の工事設計に当つて工法その他研究すべきものがあるけれども、事務の簡素化と職員の重点的再配置につき県全体を通じ根本的検討し、措置対策を講ぜられるよう要望する。

不可能なことが明確な予算は追加することなく、年度当初又は中途に計上し、適正妥当なる執行をはからしめるよう留意すべきである。

二 工事の施工について

工事の施工は全般的に見て良好と認め難い。現地調査によつて施工粗雑な箇所が多く認められ工事監督の不徹底が指摘される。また竣工検査は特に厳正を期すべきであるが中には設計書、図面と相違している工事に対し設計変更又は比較設計をせず出来形不足のままこれを認めているのは遺憾である。

今後は一層工事監督の徹底をはかり、つとめて中間検査を実施して施工の万全を期すべきであるが、ことに竣工検査は厳密適正に執行せしめいやしくも形式的に流れで威信を失うことのないよう留意すべきである。また手直命令は書面をもつて処理し、手直検査は確實に励行せしめられたい。

三 検査規程の整備について

県の企業又は補助に係る工事に対する検査規程の整備

工事はそれぞれ森林組合、土地改良区又は市町村若しくは建設業者に施工させているが、団体における工事事務は形式的に処理されている傾向が見受けられるので、隨時事務の指導検査を実施し、竣工に当つては必ず事業費精算認定の上、工事金、補助金を交付するよう改めるべきである。

五 職員組織の充実強化について

工事担当の技術職員が少く全般的に監督の徹底を期し難い実情にある。この点に関してはすでに関係課及び各出先機関の監査その他あらゆる機会に指摘し、対策を要望したところであつて人事当局においても十分留意検討しているものと考えるが、技術吏員の充足は

00551

合 計		東部管内		中部管内		西部管内		合 計	
課 名	事業主体	ヶ所	金 額	ヶ所	金 額	ヶ所	金 額	ヶ所	金 額
林務	補県	三六	一〇、一六、七〇〇	四七	九、一七〇、八〇〇	三三	八、〇八〇、八〇〇	五五	二〇、六九、五〇〇
耕 地	助營	一	一〇、一六、七〇〇	一	九、一七〇、八〇〇	一	九、一七〇、八〇〇	一	九、一七〇、八〇〇
開 拓	代 行	二	一	一	一	一	一	三	三、一〇一、八〇〇
			三、四六、〇〦〦		三、一〇一、〇〦〦		一		

昭和二十八年度農林土木事業等実地調査箇所総括表

所 管 別	東 部 管 内	中 部 管 内	西 部 管 内	合 計
林 務	三六	九、一七〇、八〇〇	九、一七〇、八〇〇	二〇、六九、五〇〇
耕 地	一	九、一七〇、八〇〇	九、一七〇、八〇〇	二〇、六九、五〇〇
開 拓	二	一	一	三、一〇一、八〇〇

年度経過しているため設計変更不可能なもの等それぞれ見受けられるので、事業計画及び当初設計に当つては一層慎重を期し、設計に即し難いものについては設計変更の手続をなし又は出来形設計を作成し公正適切なる処理をなすべきである。

七 單独県費事業について

公共事業による林道その他の諸施設は漸次整備されつあるが、本県の地勢的条件から見て所定の要件を充たし得ない小規模の事業に対しても有林開発緊急林道

等単独県費事業を行つてゐるが、僅少な補助費を配分しているため單に奨励助長の意義しかなく十分なる予想されるので、公共事業の条件の緩和、国費の増額事業成果を挙げるまでに至つていない。また測量、設計未了の箇所が一部見受けられたが、工事促進に一層努力されたい。

単独県費による事業は今後ますます困難となることが予想されるので、公共事業の条件の緩和、国費の増額確保に一段努力されたい。

備
考

一 林務関係 県営事業の主なるものは治山事業中崩壊地復旧工事、地氷防止工事等ある。

補助事業の主なるものは奥地林道、一般林道單独県費緊急林道等である。

一 耕地関係

県営事業は農地保全施設工事である。

補助事業の主なるものは積雪寒冷單作地帶臨時措置法による各種工事、各年水害復旧工事等である。

一 開拓関係

事業は開拓地幹線道路工事である。

金額は県営事業においては請負額、補助事業にあつては補助金額であつてすべてすべて本年度支出済額である。

一 この表はすべて実地踏査確認したもののみである。